平成２３年（フ）第５号
大阪府岸和田市池尻町701番地
債務者　清水勝太郎
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６号
大阪府岸和田市池尻町701番地
債務者　清水　葉子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
大阪府岸和田市河合町470―１、住民票上の住所大阪府和泉市父鬼町220番地
債務者　田中　里美
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
大阪府岸和田市池尻町118番地の３サングレイスＡ棟203号
債務者　浅川　　誠
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
大阪府和泉市富秋町３丁目11番16―101号
債務者　山本　安男
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
大阪府和泉市富秋町３丁目11番16―101号
債務者　山本スグエ
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
大阪府泉佐野市南中樫井1065番地の１―10―105
債務者　竹田　美香（旧姓亀谷）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
大阪府泉大津市千原町２丁目27番21号
債務者　齋藤　誠治
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６１９号
長崎県長崎市緑町５番２号
債務者　村山惠美子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６２６号
長崎県長崎市香焼町444番地56
債務者　六田　憲生
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６５８号
長崎県長崎市野母町1431番地イ
債務者　山口　恵子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７号
長崎県長崎市長浦町2832番地
債務者　森　　陽介
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６号
宮城県大崎市鳴子温泉字星沼79番地15
債務者　遊佐　秀二
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１４８３号
千葉県船橋市印内３丁目27番36号　カンタービレ201号
債務者　山田　章雄
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５５０号
千葉県八千代市吉橋2780番地
債務者　安原　穂波（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６１２号
千葉県八千代市大学町３丁目10番12号
債務者　齋木葉子こと　叶　　金梅
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６１４号
千葉市緑区鎌取町112番地23　鎌取団地２棟513号
債務者　布施久美子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６１９号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番31棟103号
債務者　加藤　一江
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係